

議案第 1 1 3 号

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例

さいたま市個人情報保護条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(個人情報の提供先への通知) 第 2 8 条の 2 実施機関は、第 2 6 条第 1 項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、 <u>内閣総理大臣及び番号法第 1 9 条第 8 号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第 9 号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。	(個人情報の提供先への通知) 第 2 8 条の 2 実施機関は、第 2 6 条第 1 項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、 <u>総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第 8 号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。